平成２１年（フ）第３５３３号
名古屋市北区御成通１丁目７番地の３
破産者　株式会社フォトボーイ
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５号
岐阜県多治見市市之倉町11丁目192番地の158
破産者　有限会社カイト
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７４７号
神戸市東灘区深江浜町１番１号
破産者　有限会社西口商店
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第４４４号
奈良市登美ヶ丘５丁目１番13号
破産者　黒田　重治
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６００号
奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘２丁目12番46号
破産者　有限会社ピコニスインターナショナル
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３１号
奈良県吉野郡十津川村大字風屋952番地の２
破産者　十津川建設株式会社
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第４号
奈良県吉野郡川上村大字迫579番地、商業登記簿上の本店所在地奈良県吉野郡川上村大字西河291番地の２
破産者　有限会社奈加クレーン
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第２０８号
山口県宇部市大字沖宇部5254番地の15
破産者　有限会社森川塗装工業所
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１４９号
香川県仲多度郡琴平町上櫛梨1132番地１
破産者　有限会社玉尾興業
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７１３号
埼玉県狭山市大字東三ツ木106番地の７　三協ハイツ202、前住所埼玉県飯能市大字川寺41番地21
破産者　椙田　栄一
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５２号
北海道苫小牧市高砂町１丁目６番14号
破産者　長浜　拓也
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第６１１号
茨城県水戸市元吉田町1241番地の15
破産者　亀村　悦夫
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６４２号
茨城県ひたちなか市大字稲田1166番地の119
破産者　杉山　　稔
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６７４号
埼玉県川越市松江町１丁目18番地６
破産者　山本　隆治
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６７５号
埼玉県川越市松江町１丁目18番地６
破産者　山本　道直
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４２号
埼玉県入間郡越生町大字黒岩316番地２　黒岩第３住宅402
破産者　白石　陽子（旧姓小室）
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６５３号
相模原市南区大野台４―22―５、住民票上の住所相模原市南区大野台７丁目７番１号
破産者　中込　弘一
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６５５号
相模原市南区大野台４―22―５、住民票上の住所相模原市南区大野台７丁目７番１号
破産者　中込美恵子
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６６９号
神奈川県座間市相武台４丁目4846相武台パークハイツ205号、住民票上の住所神奈川県座間市相武台１丁目89番地　フラット相武台502号
破産者　橋本　正夫
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１０６号
長野県上田市塩川2859番地14
破産者　櫻井　　亨
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部